

情 報

タクシーの運賃改定要請(申請)について	・・・ 2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 4
一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 5

運賃改定要請状況

運賃ブロック	交通圏	要請状況	要請から 3ヶ月経過する日
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	令和7年7月3日要請	令和7年10月2日(木)
多摩地区	北多摩、南多摩、西多摩交通圏	令和7年7月3日要請	令和7年10月2日(木)

(参考)

運賃適用地域	適用地域(営業区域)	市区町村名
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市
多摩地区	北多摩交通圏	立川市、府中市、国立市、調布市、狛江市、小金井市、国分寺市、小平市、西東京市、昭島市、武蔵村山市、東大和市、東村山市、清瀬市及び東久留米市
	南多摩交通圏	八王子市、日野市、多摩市、稲城市及び町田市
	西多摩交通圏	青梅市、福生市、あきる野市、羽村市及び西多摩郡都 瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村

運賃改定要請(申請)状況

運賃ブロック	交通圏	要請(申請)状況	要請(申請)から 3ヶ月経過する日
埼玉北部地区	県北、秩父交通圏	令和7年7月4日要請(申請)	令和7年10月3日(金)

(参考)

運賃適用地域	適用地域(営業区域)	市町村名
埼玉北部地区	県北交通圏	熊谷市、行田市、加須市(ただし、平成22年3月23日に編入された旧北埼玉郡北川辺町及び大利根町の区域を除く。)、本庄市、羽生市、深谷市、児玉郡美里町、上里町及び大里郡寄居町
	秩父交通圏	秩父市及び秩父郡横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

令和7年7月1日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月1日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社セネック（法人番号：4010501006672） 代表者 三浦 義幸
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 茨城県猿島郡境町78-11 （調布営業所） 東京都調布市野水1-1-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第68条
(6) 違反行為の概要	令和7年3月24日及び令和7年4月15日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 運行管理者の解任届出義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則運輸規則第68条)、(2) 報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和7年6月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20250604	国際自動車株式会社(法人番号8010801018901) 代表者 大久保 恒男	東京都江東区東雲2-6-1	東雲営業所	東京都江東区東雲2-6-1 2階	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和7年5月1日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	0
20250604	東洋交通株式会社(法人番号4011501012982) 代表者 川鍋 一郎	東京都北区浮間5-4-51	本社営業所	東京都北区浮間5-4-51	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和7年5月2日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20250604	大船中央交通株式会社(法人番号2021001008912) 代表者 長野 トーマスマコト	神奈川県鎌倉市大船4-17-35	本社営業所	神奈川県鎌倉市大船4-17-35	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第68条第1項	令和7年4月15日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)届出義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第68条第1項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0
20250610	スタジアム交通株式会社(法人番号8020001034260) 代表者 尾島 光夫	神奈川県横浜市港北区新横浜2-17-24	本社営業所	神奈川県横浜市港北区新横浜2-17-24	輸送施設の使用停止(10日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項	令和7年1月16日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)事故惹起運転者及び初任運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)	7	1
20250618	カナガワ交通株式会社イースタン(法人番号1020001000038) 代表者 古知 愛一郎	神奈川県横浜市栄区飯島町184	本社営業所	神奈川県横浜市栄区飯島町184	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第24条	令和7年5月1日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条)、(2)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第2項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)